



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成16年 6月25日金曜日 第1569号外 1

◇ 目 次 ◇

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例.....	1
東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町及び南宇和郡愛南町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例.....	1
愛媛県看護職員修学資金貸与と条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例...	3
愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例.....	3

条 例

○愛媛県条例第27号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「手数料は」の下に「、法令に別段の定めがある場合を除き」を加える。

別表1の表27の項事務の欄中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

別表5の表48の項金額の欄中「13,900円」を「15,100円」に改め、同表70の項事務の欄中「第31条の2第2項第12号八」を「第31条の2第2項第13号八」に、「第62条の3第4項第12号八」を「第62条の3第4項第13号八」に改め、同表71の項同欄中「第31条の2第2項第13号二」を「第31条の2第2項第14号二」に、「第62条の3第4項第13号二」を「第62条の3第4項第14号二」に改め、同表74の項同欄中「第20条の2第9項又は第38条の4第19項」を「第20条の2第10項又は第38条の4第20項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和47年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号。以下「平成16年改正法」という。）附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる平成16年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）」に改める。

第3条中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に、「租税特別措置法」を「平成16年改正法附則第25条第5項又は第40条第8項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定（「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める部分を除く。）及び第3条の改正規定（「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改める部分を除く。）は、平成17年1月1日から施行する。

（適用期日）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成16年4月1日から適用する。

（申告期限の特例）

3 新条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、同条の規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

○愛媛県条例第29号

東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町及び南宇和郡愛南町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成16年 6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町及び南宇和郡愛南町の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

（家畜保健衛生所条例の一部改正）

第1条 家畜保健衛生所条例（昭和25年愛媛県条例第39号）

の一部を次のように改正する。

別表愛媛県中央家畜保健衛生所の項管轄区域の欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

（愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正）

第2条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和29年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表愛媛県伯方警察署の項管轄区域の欄中「、魚島村、弓削町、生名村、岩城村」を削り、「大三島町」の下に「、上島町」を加え、同表愛媛県松山南警察署の項同欄中「温泉郡のうち重信町、川内町」を「東温市」に改め、同表愛媛県久万警察署の項位置の欄中「久万町」を「久万高原町」に改め、同表愛媛県御荘警察署の項同欄中「御荘町」を「愛南町」に改める。

（愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部改正）

第3条 愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例（昭和33年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表松山中央地域農業改良普及センターの項管轄区域の欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

（愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1愛媛県立重信清愛園の項位置の欄中「温泉郡重信町」を「東温市」に改め、同表愛媛県宇和海自然ふれあい館の項同欄中「西海町」を「愛南町」に改め、同表愛媛県花き総合指導センターの項同欄中「温泉郡重信町」を「東温市」に改め、同表愛媛県林業技術センターの項同欄中「久万町」を「久万高原町」に改める。

別表第2愛媛県中央児童相談所の項目的の欄中「行なう」を「行う」に改め、同項所轄区域の欄、同表愛媛県松山中央保健所の項同欄、同表松山中小企業労働相談所の項同欄及び同表愛媛県中央家畜保健衛生所の項同欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

（愛媛県県立学校設置条例の一部改正）

第5条 愛媛県県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表2弓削高等学校の項位置の欄中「弓削町」を「上島町」に改め、同表東温高等学校の項同欄中「温泉郡重信町」を「東温市」に改め、同表上浮穴高等学校の項同欄中「久万町」を「久万高原町」に改め、同表南宇和高等学校の項同欄中「御荘町」を「愛南町」に改める。

別表3第一養護学校の項位置の欄、同表第二養護学校の項同欄及び同表第三養護学校の項同欄中「温泉郡重信町」を「東温市」に改める。

（愛媛県屋外広告物条例の一部改正）

第6条 愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表越智郡の項町名の欄中「及び菊間町」を「、菊間町及び上島町」に改め、同表温泉郡の項を削り、同表上浮穴郡の項同欄中「久万町」を「久万高原町」に改め、同表南宇和郡の項同欄中「御荘町及び城辺町」を「愛南町」に改める。

（愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第7条 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号の表愛媛県道前道後第一発電所の項位置の欄中「面河村」を「久万高原町」に改め、同表愛媛県道前道後第二発電所の項同欄中「温泉郡川内町」を「東温市」に改め、同条第2項第4号の表愛媛県立南宇和病院の項位置の欄中「城辺町」を「愛南町」に改める。

（愛媛県保健所設置条例の一部改正）

第8条 愛媛県保健所設置条例（昭和51年愛媛県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表1の表愛媛県松山中央保健所の項所管区域の欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

（愛媛県地方局設置条例の一部改正）

第9条 愛媛県地方局設置条例（昭和55年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表松山地方局の項所管区域の欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

（愛媛県児童相談所設置条例の一部改正）

第10条 愛媛県児童相談所設置条例（平成12年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表愛媛県中央児童相談所の項所管区域の欄中「北条市」の下に「、東温市」を加える。

附 則

この条例は、平成16年9月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例別表愛媛県久万警察署の項の改正規定、第4条中愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第1愛媛県林業技術センターの項の改正規定、第5条中愛媛県県立学校設置条例別表2上浮穴高等学校の項の改正規定、第6条中愛媛県屋外広告物条例別表上浮穴郡の項の改正規定及び第7条中愛媛県公営企業の設置等に関する条例第3条第2項第1号の表愛媛県道前道後第一発電所の項の改正規定 平成16年8月1日
- (2) 第2条中愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例別表愛媛県伯方警察署の項及び愛媛県御荘警察署の項の改正規定、第4条中愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例別表第1愛媛県宇和海自然ふれあい館の項の改正規定、第5条中愛媛県県立学校設置条例別表2弓削高等学校の項及び南宇和高等学校の項の改正規定、第6条中愛媛県屋外広告物条例別表越智郡の項及び南宇和郡の項の改正規定並びに第7条中愛媛県公営企業の設置等に関する条例第3条第2項第4号の表愛媛県立南宇和病院の項の改正規定 平成16年10月1日

○愛媛県条例第30号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ア中「、医療法等の一部を改正する法律（平

成12年法律第141号)の施行の際現に同法第1条の規定による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定による知事の許可を受けていた主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有するもの又は基本診療料の施設基準等を定める件(平成14年3月厚生労働省告示第73号)に規定する老人病棟」を「又は65歳以上の者の入院比率が60パーセント以上の病棟」に改め、同号工中「国立療養所」を「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改め、同号ケを次のように改める。

ケ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定に基づき設置された施設

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用期日)

- 2 改正後の愛媛県看護職員修学資金貸与条例(以下「新条例」という。)第6条第1号ケの規定は平成15年10月1日から、同号ア及びエの規定は平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 平成16年4月1日前に採用が決定された貸費生の新条例第6条第1号に規定する看護職員として業務に従事した期間は、同日前にその者が改正前の愛媛県看護職員修学資金貸与条例第6条第1号ア、エ又はケに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間を通算する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年愛媛県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

(適用除外)

第28条 この条例の規定は、松山市の区域については、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第32号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和48年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号才中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。)」に改める。

第3条第24号中「電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第33号

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成16年6月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(平成6年愛媛県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表温泉郡選挙区の項を削り、同表松山市選挙区の項選挙区の欄中「松山市選挙区」を「松山市・温泉郡選挙区」に改め、同表に次のように加える。

東温市選挙区	1人
--------	----

附 則

この条例は、平成16年9月21日から施行する。

--	--